

医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等による事業活動や在宅医療等の医療行為に伴って排出される廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人への感染や感染する恐れがある病原体を含んだり付着しているもの、もしくはその恐れのあるものは「感染性廃棄物」といい、**数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。**

感染性廃棄物には、次の2種類があります。

●感染性産業廃棄物

医療行為等により廃棄物となった血液、注射針、レントゲン定着液等で、これらのうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

●感染性一般廃棄物

医療行為等により廃棄物となった紙くず、包帯、脱脂綿等で、これらのうち感染性廃棄物である特別管理一般廃棄物

市の家庭系ごみ収集以外で処分する場合は、次の「医療廃棄物の処分相談先一覧表」の該当区分で、①、②いずれかの窓口へご相談ください。

医療廃棄物の処分相談先一覧表

排出者	種類	感染性産業廃棄物	感染性一般廃棄物	非感染性産業廃棄物	非感染性一般廃棄物
一般家庭		①医療関係機関のほか、販売店舗、取扱い業者等		①販売店舗、取扱い業者等 ②県の産業廃棄物収集運搬許可業者	市の家庭系ごみ収集可※1
		②県の産業廃棄物収集運搬許可業者	②市の一般廃棄物収集運搬許可業者		
医療関係機関等※2		①販売店舗、取扱い業者等		①販売店舗、取扱い業者等	
		②県の産業廃棄物収集運搬許可業者	②市の一般廃棄物収集運搬許可業者	②県の産業廃棄物収集運搬許可業者	②市の一般廃棄物収集運搬許可業者

※1 一般家庭からの非感染性一般廃棄物でも鋭利なものは、感染性一般廃棄物として処分してください。

※2 医療関係機関等の事業者からの排出は、事業系ごみです。市の家庭系ごみ収集には出せません。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132 FAX445・3856

市公式SNSにて情報発信中!!



友達追加、フォローしてほしいケロ♪

LINE



@amacity

Instagram



@ama_city

問合せ 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351